

## 学会賞に関する規程

制定 1990年4月6日

改正 2006年8月9日

会則第4条4号に定める学会賞は、日本農業教育学会功績賞、日本農業教育学会学術賞、日本農業教育学会教育賞および日本農業教育学会奨励賞である。

次の各号に該当する会員について、一般会員からの推薦を含む学会賞推薦委員会（仮称）の推薦報告を基に学会賞選考委員会が選考し、評議員会の議を経て授与する。

1. 日本農業教育学会功績賞：本会の発展に特に寄与した者。
2. 日本農業教育学会学術賞：本学会誌で特に優れた研究発表を行った者あるいは農業教育についての特に優れた著書を刊行した者。
3. 日本農業教育学会教育賞：地域等において農業教育についての優れた指導や啓発に努めた者。
4. 日本農業教育学会奨励賞：本学会誌で優れた研究発表を行い、今後の研究の発展が期待される研究者。